

西佐野町内会規約（認可地縁団体）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、西佐野町内会と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、神奈川県横須賀市佐野町一丁目6番地6に置く。

（目的）

第3条 本会は、会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同生活を行うことを目的とする。

（事業）

第4条 本会は第3条の目的により、会員の福祉と町内の振興を図るとともに環境美化・防犯・防災並びに交通安全等に寄与するほか、諸団体の発展に協力するため以下の事業を行う。

- 1 会員の福祉に関する事項
- 2 町内振興に関する事項
- 3 環境整備、美化推進に関する事項
- 4 防犯に関する事項
- 5 防火・防災対策に関する事項
- 6 交通安全に関する事項
- 7 高齢者組織活動の支援に関する事項
- 8 青少年の健全育成に関する事項
- 9 婦人組織活動の支援に関する事項
- 10 その他本会の目的を達成するに必要な事項

（区域）

第5条 本会の区域は、横須賀市佐野町一丁目1番地から12番地まで、15番地、27番地から29番地まで、31番地から33番地まで、及び35番地から37番地まで、佐野町二丁目、佐野町三丁目1番地から9番地まで、27番地から36番地3まで、38番地から41番地まで、及び43番地から45番地まで、並びに佐野町四丁目1番地から5番地まで、8番地、10番地、11番地1の一部、及び11番地2の一部の区域とする。

第2章 会 員

(会員の資格)

第6条 第5条に定める区域に住所を有する個人は、本会の会員となることができる。

2 また、同区域内の事業者で本会の承認を得た者は、準会員となることができる。

(入会)

第7条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長あてに提出し、役員会の承認を得なければならない。

2 本会は、正当な理由がない限り、前条に定めた会員の資格を有する個人の入会を拒まない。

(会費)

第8条 会員は、総会において承認された会費を納入しなければならない。

2 会費は毎月納入することを建前とする。

3 すでに納入した会費、その他の拠出金はいかなる理由があっても返還しない。

(退会)

第9条 本会を退会しようとする者は、退会届を会長あて提出するものとする。

2 会員が死亡し、又は区域内に住所を有しなくなったときは、退会したものとする。

第3章 役 員

(役員)

第10条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名以上3名以内
- (3) 会 計 1名以上3名以内
- (4) 庶 務 1名以上3名以内
- (5) 監 事 2名

2 役員は、総会において会員の中から選任する。

3 役員は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の金銭出納及び予算を掌理する。

4 庶務は、会長・副会長・会計の補佐を行う。

5 監事は、地方自治法第260条の12の職務を行う。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

3 役員定年は満75才とする。また、任期中に75才を迎えた者は任期満了までとする。

ただし、特別な理由がある場合は、役員会の推薦を受け、総会の決議により選任されたものは1期に限り再任を妨げない。

4 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、会員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

第4章 総会

(総会)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、本会の運営に関し、重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 監事が地方自治法第260条の12第4号の規定により招集するとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、前条第2項第3号に規定による場合を除き、会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第21条 やむをえない理由のため、総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 出席した会員の数(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

- (4) 議決事項
 - (5) 議事経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員会)

- 第23条 役員会は、第10条に定める役員のうち監事を除く役員をもって構成する。
- 2 監事は、役員会に出席することができるが、表決権は有しない。

(役員会の機能)

- 第24条 役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項について議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない本会の会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

- 第25条 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員 $\frac{3}{10}$ 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会の招集)

- 第26条 役員会は、会長が招集する。
- 2 役員会を招集するには、役員に対して、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の3日前までに文書をもって通知しなければならない。

(役員会の招集)

- 第27条 役員会の議長は、会長があたる。

(役員会の定足数)

- 第28条 役員会は、役員 $\frac{3}{10}$ 以上の出席がなければ開会することができない。

(役員会の議決)

第 29 条 役員会の議事は、出席した役員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会における書面表決)

第 30 条 やむをえない理由のため、役員会に出席することができない役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前 2 条の規定については、出席した役員とみなす。

(役員会の議事録)

第 31 条 役員会の議事録については、第 22 条の規定を準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と、「書面表決者及び表決委任者」とあるのは「書面表決者」と読み替えるものとする。

第 6 章 常任理事・理事

(常任理事・理事)

第 32 条 本会は第 10 条に定める役員の会務を補佐するため、次の役職を設ける。

(1) 常任理事

(2) 理事

- 2 常任理事は、本会の定める区ごとに 1 名、その区の会員の互選によって定める。
- 3 理事は、本会の定める区内における、各班の会員の互選によって定める。
- 4 常任理事は各区を代表し、会長の指示により会務を分掌する。
- 5 理事は、常任理事の指示により会務を分掌する。
- 6 常任理事・理事の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。
- 7 補欠により選任された常任理事・理事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 常任理事・理事は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(常任理事会)

第 33 条 常任理事会は、第 10 条に定める役員及び第 32 条第 1 項に定める常任理事をもって構成する。

- 2 常任理事会は毎月一回、会長が招集し、開催する。

- 3 常任理事会において、常任理事は役員に対し会務遂行についての報告・連絡・相談を行う。これにより、会長から会務遂行の指示を受ける。

第7章 顧問・相談役

(顧問・相談役)

第34条 本会には、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、総会において選出する。
- 3 顧問及び相談役は、役員会に出席することができる。
- 4 顧問及び相談役の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1 財産目録に記載された財産
- 2 会費
- 3 活動に伴う収入
- 4 資産から生ずる収入
- 5 その他の収入

(資産の管理)

第36条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が役員会の議決を経て定める。

- 2 本会の資産で第35条第1号の資産を処分し、又は担保に供する場合は、総会において会員の4分の3以上の議決を要する。
- 3 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度・会計年度)

第37条 本会の事業年度・会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、その年度開始前までに総会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されて

いない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第39条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業概要報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 歳出余剰金は次年度会計に繰り入れるほか、特別基金に積み立てることができる。

(長期借入金)

第40条 本会が資金の借入れをしようとするときは、総会において、会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第41条 この規約は、総会において、会員の4分の3以上の議決を得、かつ、横須賀市長の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第42条 本会は、次の事由により解散する。

- (1) 破産
 - (2) 横須賀市長の認可取り消し
 - (3) 総会の決議
 - (4) 構成員の欠亡
- 2 総会の決議にもとづいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 解散のときに存する残余財産は、本会と類似の目的を有する団体に寄附する。

第10章 雑則

(委任)

第43条 この規約の施行について必要な事項は、会長が総会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この会の設立当初の役員は、第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日までとする。
- 2 この会の設立当初の事業年度は、第 37 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 38 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この規約は、設立認可のあった日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 28 年 5 月 6 日改正。

附 則

- 1 この規約は、令和 3 年(2021 年) 5 月 21 日から施行する。